

福岡空港利活用推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、福岡空港利活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、行政、空港運営会社、関係団体や地元企業が一体となって、福岡空港のさらなる整備と利活用を促進し、もって地域の活性化及び空港周辺地域との調和のとれた福岡空港のさらなる発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 福岡空港の旅客の利用推進に関すること。
- (2) 福岡空港の航空貨物の利用推進に関すること。
- (3) 福岡空港の整備促進に関する国及び関係機関への要望活動
- (4) 空港周辺地域への環境対策等の支援に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同し、協議会の活動を推進する行政機関、団体及び企業とし、総会において承認する。

2 会長は、協議会の目的に賛同・後援する企業等を賛助会員とすることができる。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置き、総会において会員の互選により選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 監 事 2名以内

2 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会員を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、会務の執行及び会計を監査する。

(顧 問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協議会運営その他基本的事項について意見を述べる。

(参 与)

第8条 協議会に参加を置くことができる。

- 2 参与は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、専門的な事項について意見を述べる。

(総 会)

第9条 総会は、会長が必要と認めたときに招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、会員をもって構成し、協議会の重要事項を審議する。
- 3 総会の決議は、出席会員の過半数によるものとし、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、総会に顧問及び参与の出席を求めることができる。
- 5 緊急を要する場合又はやむを得ない事由により会長が必要と認められた場合においては、会長は書面等による決議を求めることができる。この場合において、総会の決議は、会員の過半数によるものとし、賛否同数のときは議長の決するところによる。

(会長の専決)

第10条 会長は、総会を招集する暇がないときは、審議すべき事項を専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会で報告し、承認を得なければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、福岡県企画・地域振興部空港対策局空港事業課及び福岡市港湾空港局空港振興部の共同で置く。

- 2 事務局の事務処理に関し必要な事項は、福岡県及び福岡市が協議し、会長の承認を得て別に定める。

(専門委員)

第12条 協議会に専門委員を置く。

- 2 専門委員は、会員及び参与の推薦により会長が指名する。
- 3 専門委員は、目的を達成するために必要な事項を審議する。
- 4 専門委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 計)

第13条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(雑 則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(補 則)

第15条 「福岡空港整備促進協議会」及び「福岡国際航空貨物推進協議会」の事業は、協議会が承継する。

附 則

この規約は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。